

# 石垣（7）樹木伐採役務

件名	石垣（7）樹木伐採役務			
図面名称	表紙			
業務隊長	管理科長	管財		作成者
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科			図面番号	1 / 3

# 仕 様 書

1 件 名 石垣（7）樹木伐採役務

2 場 所

沖縄県石垣市字平得大俣 1 2 7 3 番 4 0 4 陸上自衛隊石垣駐屯地

3 概 要

本役務は、陸上自衛隊石垣駐屯地外柵沿いにおいて樹木伐採及び伐採樹木の収集運搬処分を実施する。

4 期 間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び図面に記載なき事項は、国土交通省「公園緑地工事共通仕様書（最新版）及び関係諸規定に基づき実施するものとする。
- (2) 本役務は、高所作業のため安全管理を十分に配慮し実施し、作業事故が発生した場合は、請負業者の責任にて処置するものとする。
- (3) 役務にあたっては他の箇所に損傷を与えないように十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- (4) 本仕様書及び役務に際し、疑義が生じた場合は担当官と協議の上実施するものとする。
- (5) 役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとし、作業事故が発生した場合は請負業者の責任において処置するものとする。
- (6) 役務に伴う駐屯地への出入りの際は、官側の入門規則に従うものとする。
- (7) 本役務の写真は着工前・竣工後及び担当官の指示する箇所を撮影し、完了後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。役務完了後、A4判写真帳に整理して1部担当官へ提出するものとする。その際、提出する写真は鮮明な写真を添付するものとする。

6 特記事項

- (1) 作業実施日について、事前に担当官と協議の上実施するものとする。
- (2) 作業において必要な資材等は、請負者が準備するものとする。
- (3) 伐採は、配置図に基づく範囲をむらなく実施し、外柵から外側 3 m 基準とし、本仕様書伐採等要領に基づき幹は 3 m 外にあり枝が 3 m 内にある場合は枝の切り上げを実施するものとする。
- (4) 外柵線上にかかる樹木については確実に切り上げ作業を実施するものとする。
- (5) 樹木を伐採する高さは地上から 1.5 m までを基準とし、樹形・育成に配慮し作業するものとする。
- (6) 敷地境界付近については担当官の指示に基づき敷地境界内の伐採を実施するものとする。
- (7) オレンジネット、オレンジテープで標示された植物等担当官が指示した範囲は伐採しないよう注意するものとする。
- (8) 作業に伴い発生した発生材は、請負者の責任において適正に処分する。また収集運搬が難しい発生材については 1 m 毎に切断し担当官の指示に基づき集積の上残置とする。
- (9) 本役務の入札に参加する際は、事前に現地確認を実施すること。

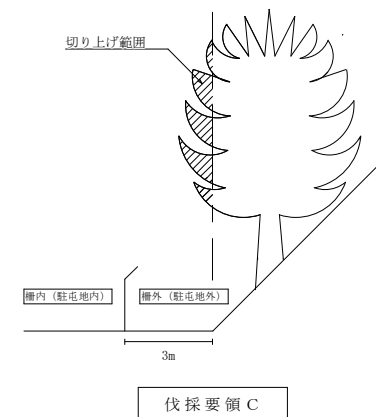
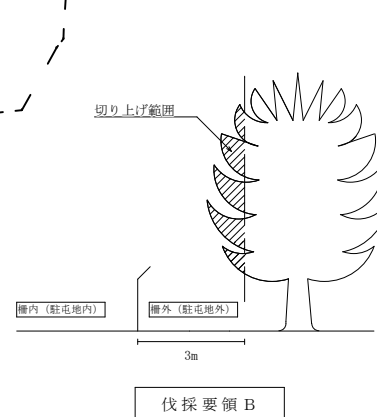
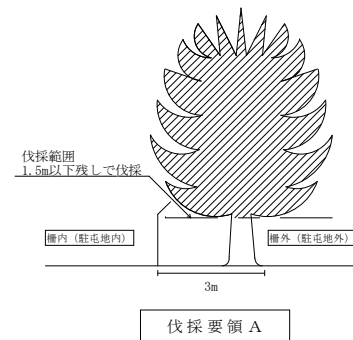
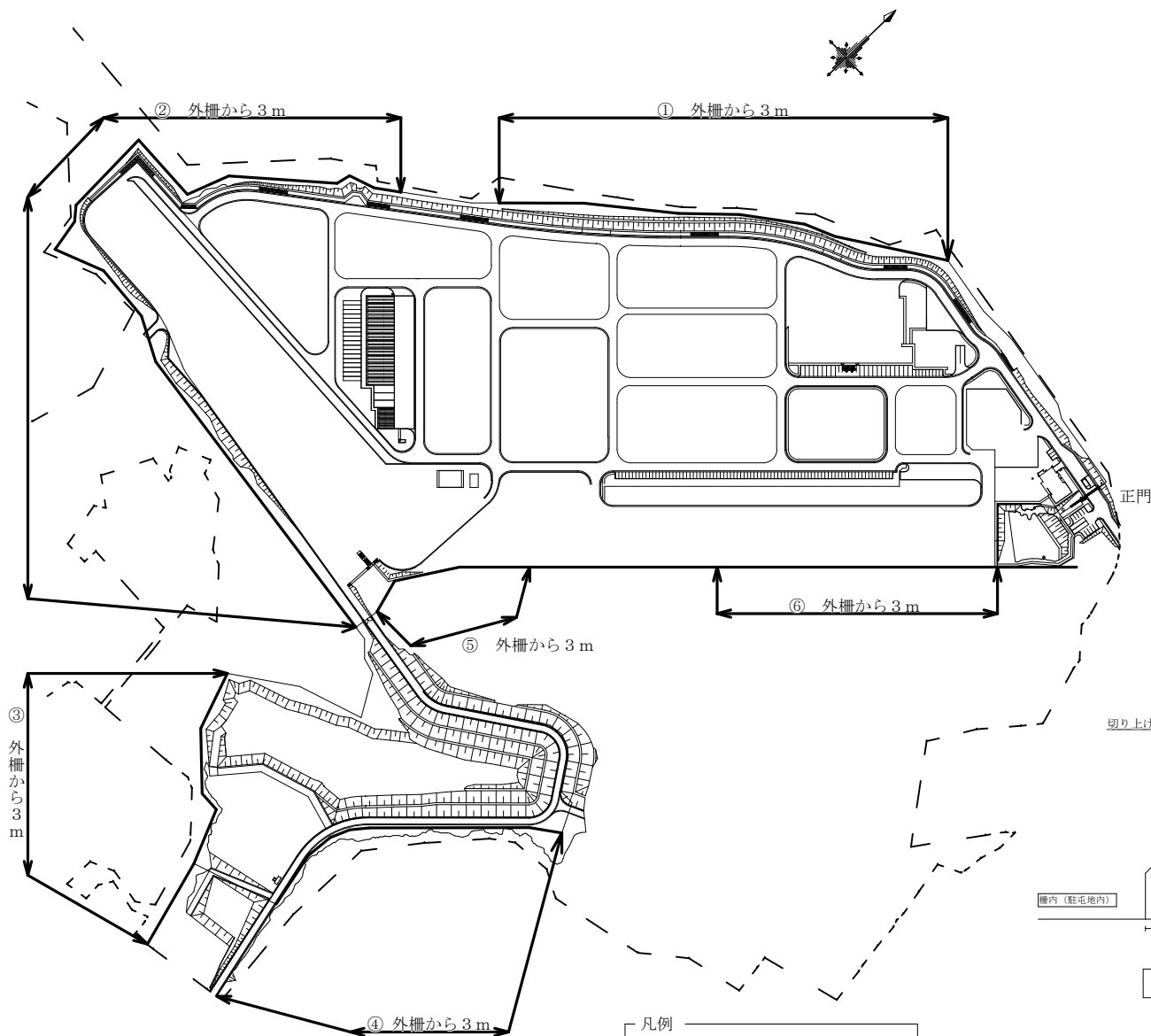


案内図 S = 1 / X

件 名	石垣（7）樹木伐採役務		
図面名称	仕様書、案内図	縮 尺	図 示
	陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科	図面番号	2 / 3

【外柵沿い（外側）】

記号	延長	幅	面積	備考
①	337m	3m	1,011㎡	法面
②	687m	3m	2,061㎡	法面
③	221m	3m	663㎡	法面
④	318m	3m	954㎡	
⑤	127m	3m	381㎡	法面
⑥	208m	3m	624㎡	
	合計		5,694㎡	



凡例  
 ←→ 伐採範囲（外側）を示す。  
 — 外柵  
 - - 敷地境界

件名	石垣（7）樹木伐採役務		
図面名称	配置図	縮尺	-
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科		図面番号	3 / 3